

大気汚染防止法における 石綿飛散防止対策の解説

2.1 目的

法

(目的)

第1条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

【解説】

石綿の排出及び飛散の抑制を図るため、平成元年の大気汚染防止法の改正によって石綿製品製造工場にする規制を始めとして、廃棄物処理や自動車のブレーキライニングについては対応が図られてきたところであるが、建築物の解体等に伴う石綿の飛散については、主として行政指導により対応されてきた。

平成7年1月の阪神・淡路大震災において被害を受けた建築物の解体等に伴う石綿の飛散が問題となった。

また、解体等に伴う石綿飛散のおそれが高い吹付け石綿を使用している建築物は、その建て替えのための解体等の大幅な増加が見込まれることから、平成8年5月9日、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号）が公布され、建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に係る所要の措置が講じられることとなった。

その後、平成17年6月末以降、アスベスト問題への社会的な関心が高まったことから、石綿が使用されている建築物の解体等作業における特定粉じんの飛散を防止する措置を拡充・強化するため、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令等が平成17年12月21日に公布され、当該措置の対象となる建築材料及び作業の範囲が拡大された。

また、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号）が平成18年2月10日に公布され、石綿による大気汚染の防止を徹底するべく、石綿が使用されている工作物についても解体等作業による特定粉じんの飛散を防止する対策が義務付けられることとなった（平成18年10月1日施行）。

さらに、建築物等の解体等に伴う石綿の飛散防止対策の更なる強化を図るため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）が平成25年6月21日に公布され、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更、解体等工事の事前調査の実施及びその結果等の説明等の義務化、報告及び検査の対象拡大が行われた。

なお、この章において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）を「法」といい、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）を「施行令」、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）を「施行規則」という。

2.2 特定建築材料の種類

法

(定義等)

第2条(中略)

9 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

12 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という)が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という)を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

施行令

(特定粉じん)

第2条の4 法第2条第9項の政令で定める物質は、石綿とする。

(特定建築材料)

第3条の3 法第2条第12項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(前号に掲げるものを除く)

【解説】

特定建築材料は、特定粉じん(石綿)を周辺環境へ飛散させるおそれのあるものであり、石綿を含有する建築材料のうち、その生産量、使用量等も考慮して、石綿飛散性の高いものとして、当初、吹付け石綿が指定された。その後、石綿が使用されている建築物の解体等作業における特定粉じんの飛散を防止する措置を拡充・強化するため、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料にすでに指定されている吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が追加された。特定建築材料に追加された石綿を含有する建築材料は、解体等に当たって掻き落としや機械による破碎等が行われた場合、吹付け石綿と同様な飛散が生ずるとされていること、及びすでに石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第5条の届出の対象となっている建築材料であることから、法の規制対象に加えられたものである。当該特定建築材料における石綿の含有の考え方については、建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1重量%を超えるものとされている。例えば耐火被覆材で0.1重量%を超えて石綿を含有していれば非意図的に含有されているものも特定建築材料となるものである。

なお、この考え方は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び石綿障害予防規則における石綿等の規制対象となる物の石綿の含有率が、平成18年9月1日に従来の1重量%超えから0.1重量%超えに改正されたことを受け、吹付け石綿に関する従来の判断基準も考慮の上、平成18年10月1日付けで改められたものである。

特定建築材料は、建築物その他の工作物の解体等作業に伴い特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料が規定されている。当該特定建築材料が防音等の目的で使用されていようと解体等作業における飛散の度合いは変わらないことから、使用の目的を問わず「材料」で規定されている。

特定建築材料に該当する建築材料の例は表 2.1 のとおり。

表 2.1 特定建築材料に該当する建築材料の例

施行令における区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿, ②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式), ③石綿含有ひる石吹付け材, ④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く。)	①屋根用折版裏断熱材, ②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く。)	①石綿保温材, ②石綿含有けいそう土保温材, ③石綿含有パーライト保温材, ④石綿含有けい酸カルシウム保温材, ⑤石綿含有ひる石保温材, ⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く。)	①石綿含有耐火被覆板, ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種, ③石綿含有耐火被覆塗り材

(注) これらの建築材料の具体的なものは, 第3章を参照

【用語】

(1)「吹付け石綿」

施行令において, 法律用語で「吹付け石綿」としているが, これは石綿を含有している吹付け材すなわち石綿含有吹付け材のことを意味している。この石綿含有吹付け材は, 石綿, ロックウール等にセメント等の結合材に水を加えもので, 吹付け機を用いて特定部位(鉄骨や天井, 壁等)に吹き付けたもの。

表 2.1 の建築材料の具体例に示す①吹付け石綿は石綿が 60~70%, セメントが 30~40%で, 石綿含有吹付けロックウール(乾式)は石綿が 1~30%, ロックウールが 30~60%, セメントが 40%程度で, それ以外の吹付け材は石綿が 1~20%で, パーミキュライト又は, パーライト及びセメント等で構成されている。これらは, 壁や天井等に防火・耐火, 吸音性能等を確保するため幅広く用いられた。

(2)「石綿を含有する断熱材」

断熱目的で煙突に使用されている煙突用断熱材には, アモサイトが主に使用されており, 結露防止・断熱目的で屋根裏に使用されている屋根用折版裏断熱材はクリソタイルが主に使用されたフェルト状のものがある。

(3)「石綿を含有する保温材」

アモサイトが主で, まれにクロシドライトを使用している場合があり, ボイラー, 化学プラント, 焼却炉等, 熱を発生する部分や搬送するためのダクト, 配管の曲線部に保温目的で使用されている。

(4)「石綿を含有する耐火被覆材」

吹付け石綿の代わりに耐火性能を確保し, かつ, 化粧目的に鉄骨部分, 鉄骨柱, 梁やエレベーター周辺で使用されている。クリソタイル, アモサイト, クロシドライトが使用されており, 石綿含有けい酸カルシウム板第二種には, 主にアモサイトが使用されている。

2.3 特定粉じん排出等作業の種類

法

(定義等)

第2条(中略)

8 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

9 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

(略)

12 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という。)が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

施行令

(特定粉じん)

第2条の4 法第2条第9項の政令で定める物質は、石綿とする。

(特定粉じん排出等作業)

第3条の4 法第2条第12項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、または補修する作業

【解説】

従来は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物のうち、一定規模以上の作業が対象とされていたが、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第378号)により、建築物の種類や規模によらず、特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業がすべて対象となった。さらに、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律により、建築物に加え、特定建築材料が使用されている工作物の解体等作業についても法の規制対象となったものである。

なお、法の「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定される建築物を基本としており、建物本体のほか、建物に設ける建築設備(電気、ガス、給排水、換気、冷暖房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突等)等が含まれる。また、法の「工作物」については、民法や過去の判例によるものを基本としているため、土地に接着して人工的作為を加えることによって成立した物が該当する。過去の判例によって土地の工作物として取り扱われたものとしては、建物、道路、橋、堤防等の建造物、排水用トンネル、堤防内の埋管、崖のコンクリート擁壁、電柱及び電線、小学校の遊動円棒、作業用足場等がある。

石綿の含有状況を調査するために建築材料から少量のサンプリングが行われる場合があるが、特定建築材料が使用されている建築物等を対象としていてもサンプリングだけであれば、当該建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業でないため当該サンプリングは特定粉じん排出等作業には該当しない。また、例えば、配管点検のために、石綿を含有する保温材を一時的に取り外す作業があるが、補修を伴わない点検だけであれば、当該建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業に当たらないため当該作業は特定粉じん排出等作業には該当しない。しかし、特定建築材料のサンプリングや当該点検作業に当たっては大気への飛散を防止するよう十分に配慮することが必要である。

配管の曲線部のみが石綿を含有する保温材で覆われている場合に、保温材で覆われていない直線部分を切断して配管ごと保温材を取り外す作業が行われることがある。このような事例において、当該作業の場所から特定粉じんが排出されず、かつ、飛散しない場合には、当該作業は特定粉じん排出等作業に該当しない。ただし、保温材の劣化等により当該作業に伴い石綿が飛散するおそれがある場合や、当該作業時の振動等により近傍の特定建築材料から石綿が飛散するおそれがある場合には、当該作業が特定粉じん排出等作業になり得るものである。

【用語】

(1)「解体（作業）」

建築物等を取り壊す行為（作業）をいう。

(2)「改造し、又は補修（作業）」

解体以外の、建築物等の一部に手を加える行為（作業）全般をいう。

(3)「建築基準法第 2 条」(抜粋)

建築基準法

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く）をいい、建築設備を含むものとする。

(中略)

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

2.4 作業基準

法

(作業基準)

第 18 条の14 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

施行規則

(作業基準)

第 16 条の4 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
 - イ 法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ニ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 二 前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第7（第16条の4関係）	
一 令第3条の4第1号に掲げる作業（次項又は三の項に掲げるものを除く）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z 8122に定める HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p>

		<p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト ハ、二及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
二	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、令第3条の3第2号に掲げる建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
三	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
四	<p>令第3条の4第2号に掲げる作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p>

		<p>□ 特定建築材料を囲い込み，又は封じ込めるに当たっては，当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し，劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は，当該特定建築材料を除去すること。</p>
--	--	---

【解説】

(1) 掲 示

特定粉じん排出等作業の実施の期間や作業の方法等の事項を表示した掲示板を設けることが作業基準に規定（施行規則第16条の4第1号）されていることから，当該掲示板が設けられていない場合は，法第18条の19に規定される作業基準適合命令等の対象になり得るものとなる。当該掲示板は，周辺住民からも見やすい場所に設けられることが望ましい。

なお，掲示については，具体的な様式が定められておらず，他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えないものとされており，また，他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要もないとされている。

(2) 作業の方法

特定粉じん排出等作業は次の4種類に場合分けされており，それぞれの場合に対して適用される基準が定められている（施行規則第16条の4第2号及び別表第7）。

また，これらの方法に代えて，同等以上の効果を有する別の措置を講じてもよいこととされている。すなわち，特定建築材料の種類や状態，作業箇所の状況によっては，作業場全体を隔離し負圧に保つ等の通常の作業方法によらず，これと同等以上の効果を有する措置（例えば，配管の一部に使用された保温材を除去する際に，当該作業箇所を局所的に隔離するための袋状の用具（いわゆるグローブバッグ）を使用して密封状態を保ったまま保温材を除去する等）を講ずることを許容するものである。これは，解体等の対象となる工作物の特性や建築物等の状態の違い，今後の飛散防止技術の進展等に対応できるよう作業基準に柔軟性を持たせる趣旨で規定されているものである。

① 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業（二の項又は三の項を除く。）：施行規則別表第七（一の項）

吹付け石綿等の特定建築材料を除去しないまま建築物等の解体を行った場合には，周辺環境へ石綿が飛散することとなるため，建築物等を解体する前に，隔離，前室の設置，集じん・排気装置の使用，負圧化，湿潤化等の適切な飛散防止対策を講じつつ除去することにより，解体工事に伴う石綿の飛散防止を図ることとされている。

また，集じん・排気装置の不具合等を原因とする石綿の飛散事例が散見されたことから，作業場及び前室が負圧に保たれていること，集じん・排気装置が正常に稼働することの確認等が義務付けられている。

② 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち，石綿を含有する断熱材，保温材又は耐火被覆材（吹付け石綿を除く）を除去する作業であって，特定建築材料を掻き落とし，切断，又は破砕以外の方法で除去する作業（三の項を除く。）：施行規則別表第七（二の項）

石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く）を除去する作業において，当該特定建築材料を原形のまま取り外す等，掻き落とし，切断，又は破砕以外の方法で除去する場合（三の項を除く）にあつては，作業場の隔離や作業場の出入口への前室の設置等までは義務付けられておらず，特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生することや除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること等が義務付けられている。

③ 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち，あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業：施行規則別表第七（三の項）

当該建築物等が，一部崩壊していたり，傾いている等の状態にあり，除去すべき特定建築材料に作業者が近づけない等，一の項や二の項による基準に従った特定建築材料の除去ができない場合に散水等の可能な対応を図ることを求めるものとされている。

④ 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業：施行規則別表第七（四の項）

改造し、又は補修する場合には、解体する場合と異なり、改造又は補修箇所の状況等に応じてさまざまな工法を選択することができる。特定建築材料を除去する場合は、一の項又は二の項による基準を遵守することとされている。掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で吹付け石綿を除去する場合、建築物等の改造又は補修の際に限り、施行規則別表第7の二の項下欄イから八までに掲げる事項で足りることとされた。しかし、機械等を使用する可能性のある建築物等の解体においては、吹付け石綿が使用されている建築物等からの当該特定建築材料の除去において、施行規則別表第7の二の項下欄イから八までに掲げる方法では、従来どおり不十分とされている。

実際に行われている方法は、除去のほか、特定建築材料を板等で完全に覆う囲い込み工法及び特定建築材料に薬剤を吹き付け、固化する封じ込め工法がある。一般に、囲い込み又は封じ込める場合は、除去する場合と比べ石綿の飛散の程度は大きくないと考えられるが、アンカーボルトを打ち込む場合や特定建築材料の劣化・損傷の状態によっては、除去と同程度に特定粉じんの飛散するおそれがある。

囲い込み及び封じ込めとは、基本的に次の作業をいう。

⑤ 囲い込み

大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料が露出しないよう板状の材料で完全に覆う等して、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

⑥ 封じ込め

大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料の表面又は内部に固化剤を浸透させる等して、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

特定建築材料の囲い込み又は封じ込めを行うに当たり、囲い込み板の取り付け、薬剤の吹き付け等の作業に伴い特定粉じんが飛散するおそれがある場合には、吹付け石綿については施行規則別表第7の一の項下欄、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材については施行規則別表第7の二の項下欄に各々掲げられた作業基準に準じた措置を講ずる必要がある。

なお、囲い込み、又は封じ込めを行うにあたっては、当該部分の特定建築材料の状態（劣化状態、下地との接着状態）を確認し、状態不良と認められる場合には、除去を行う必要があり、この場合、除去を行うにあたっては、除去作業に係る一の項又は二の項の基準を遵守しなければならない。

【用語】

(1) 「他の場所から隔離」

除去に伴い高濃度で飛散する石綿を作業場から外部へ飛散させないための基本的な措置であり、プラスチックシートを用いて隔離する方法が一般的である。

(2) 「前室を設ける」

隔離した作業場への作業員の出入り等の際に、石綿が作業場外へ飛散することを防止するため、出入口に前室を設け、外部から直接作業場へつながることがないようにする必要がある。

(3) 「作業場及び前室を負圧に保ち」

作業場に設置した集じん・排気装置を使用した場合に当該装置が正常に稼働し、作業場及び前室の空気を排出することで両室が外部の気圧よりも低い状態を維持することをいう。作業場を常時負圧に保つためには、目安として1時間当たり換気回数を4回以上（作業場の1回換気時間を15分以下）とすることが必要である。

(4) 「HEPA フィルタ」

日本工業規格 JIS Z8122 に定められているエアフィルタで、定格流量で粒径が 0.3 μ m の粒子に対して 99.97% 以上の粒子捕集率を有し、かつ、初期圧力損失が 245P {25mmH₂O} 以下の性能を有するもの。「HEPA」とは、「high efficiency particulate airfilter」の略。

(5) 「作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認」

集じん・排気装置を稼働させた状態で、微差圧計による測定、目視により空気の流れを確認すること等の方法が含まれる。また、**異常が認められた場合の「必要な措置」**には、集じん・排気装置の補修、集じん・排気装置の増設、集じん・排気装置の交換、作業場に係る隔離の不具合箇所の補修等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により作業場及び前室を負圧に保つ必要がある。

(3.8.3(1), 3.14.1及び3.14.2参照)

(6)「薬液等」

薬液には、表面に皮膜を形成するもの、吹付け石綿内部に浸透し湿潤化を図るもの、内部に浸透し固化するもの等さまざまなタイプのもが市販されており、目的に応じて使い分けが必要である（その例については第3章を参照）。なお、「薬液等」の「等」には水も該当する。

(7)「集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認」

フィルタが正常に取り付けられていることを確認すること、集じん・排気装置の吸気口以外からの空気の漏れを確認すること等をいう。また、**異常が認められた場合の「必要な措置」**には、集じん・排気装置の補修、集じん・排気装置の交換、フィルタの取付けの不具合の修繕等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により異常が解消される必要がある。（3.8.5参照）

(8)「集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認」

排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと、又は特定建築材料の除去の開始前に集じん・排気装置を稼働させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認の上、当該除去の開始後に排気口のダクト内部の粉じん濃度が当該除去の開始前と比較して上昇していないことを確認することをいい、当該除去中に定期的に確認することが望ましい。また、**異常が認められた場合の「必要な措置」**には、集じん・排気装置の補修、集じん・排気装置の交換、フィルタの取付けの不具合の修繕等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により異常が解消される必要がある。（3.14.3参照）

なお、集じん・排気装置の移動時やフィルタ（1次フィルタ、2次フィルタ）交換時等で、集じん・排気装置の不具合が懸念された場合には、その都度、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認することが望ましい。

(9)「粉じんを迅速に測定できる機器」

粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定機（リアルタイムファイバーモニター）が含まれる。（3.14.4参照）

(10)「特定建築材料の除去を中止」

集じん・排気装置が正常に稼働し、前室が負圧に保たれる状態に復帰するまでの間、当該除去を中止することを求めるものである。

(11)「作業場内の特定粉じんを処理する」

「作業場内の特定粉じん」には、作業によって床や壁面に散乱した石綿のほか、特定建築材料の除去等により使用された脚立や足場等の仮設機材や各種機器類等に付着した石綿、作業場内に浮遊している石綿も該当する。このため、仮設機材や機器類等を作業に先立ち、あらかじめ養生して特定粉じんによる汚染を防止したり、上述のHEPAフィルタを装着した真空掃除機で床等にある石綿を集じんすることが必要となる。また、これらの作業終了後、作業場内の石綿濃度が外気と同等まで低下したことを確認した上で、隔離を解除することが基本である。（3.8.4及び3.15.3参照）

なお、除去等により発生した石綿くず、隔離に用いたシート等は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める特別管理産業廃棄物に該当することから、同法に則り適正な処理を行う必要がある。特別管理産業廃棄物の処理に関連する排出事業者、収集・運搬業者及び処分業者や都道府県等の行政担当者向けに、廃石綿等に関する法的手続や保管、収集・運搬、中間処理、最終処分までの手順及び基礎知識や関係法令等について整理され、まとめられたものとして次のものがある。

・石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成23年3月改定）

(12)「これと同等以上の効果を有する措置」

具体的には、金属パネルやコンクリート面への石綿の直接吹付け、鉄骨に金網等を溶接した上からの石綿の吹付け等、下地材との関係で特定建築材料の完全な除去が困難な場合に、除去しきれない吹付け石綿等を薬液で固化して解体を行う、又は当該部分を取り出し、工場等他の場所で除去することが考えられる。

また、技術の進展等により新たな石綿の飛散防止方法が開発された場合にも、本規定に基づき柔軟な対応を図ることが可能とされている（2.4 解説(2)参照）。

(立入困難な場合)

- ・薬液等を散布しつつ解体を行う。
- ・建築物等の周辺を養生シートで覆う。

(建築物等の内部からのあらかじめの除去が困難な場合)

- ・解体作業と並行し、部分的な隔離等の対策を施しながら特定建築材料を除去する。

(13)「養生」

石綿繊維等の粉じん飛散を防止するとともに、処理を必要としない壁や床、機器等の汚染を防止するため、壁面や床等にプラスチックシート等を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付けること。

(14)「劣化が著しい場合、又は下地との接着状態が不良な場合」

一般には目視により確認することができる。その判断方法、判断基準等については、第3章を参照されたい。

2.5 作業の実施の届出

法

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第18条の15 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 特定工事の場所
- 四 特定粉じん排出等作業の種類
- 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 七 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

施行規則

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第10条の4 法第18条の15第1項及び第2項の規定による届出は、様式第3の4による届出書によつてしなければならない。

2 法第18条の15第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 三 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(届出書の提出部数等)

第13条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通を添えてしなければならない。

(中略)

4 2以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該2以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物等について行われる場合又は当該2以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、1の届出書によつて届出をすることができる。

(様式第3の4：次ページ)

様式第 3 の 4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

都道府県知事
市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつては、その代表者 印
の氏名
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 建築物等の解体作業（次項又は 3 の項を除く） 2 の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） 3 の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4 の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m ² （階建） その他工作物	※備 考
	特定工事を施工する者の現場責任者の氏	電話番号	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第 10 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第 3 号及び第 4 号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除 去・囲い込み・封じ込め・その他
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m ³ / min)	(1 時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出または飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

【解説】

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者又は自主施工者に対し、その作業の内容が作業基準に適合するものであるか否かを審査するため、あらかじめ必要事項を都道府県知事に届け出させるものである。これにより、行政庁は特定粉じん排出等作業の行われる場所その他の必要な情報を把握するとともに、作業内容を審査し、特定粉じん排出等作業による大気汚染の防止を図ることとなる。施行規則第10条の4第2項並びに様式第3の4及びその別紙に規定する届出書に添付すべき書類については、労働安全衛生法に基づく労働基準監督署長への届出書に添付される書類と概ね同一である場合は、労働基準監督署長への添付書類を届出書に添付して差し支えない。また、2以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物等について行われる場合だけでなく、2以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場又は事業場において行われる場合も、1の届出書の正本にその写し一通を添えて届け出ることができる。例えば、同一敷地内のアパート等複数の建築物又は工作物を短期間に一斉に解体等作業を行う場合に、同一の事業場として1の届出書で足りることがある。

また、届出者が法人である場合、届出名義は必ずしも本社の代表者である必要はなく、代表者の委任状を添付すること等により、事業所の長等の責任を担うことができる者が行って差し支えない。

さらに、届出者の代理の者が届出書類の提出手続を行うことは差し支えない。

なお、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹きつけ石綿を除く）が使用されている建築物等を囲い込み、又は封じ込めにより、改造、又は補修する場合には、特定粉じん排出等作業の届出が必要であるが、労働安全衛生法に基づく労働基準監督署長への届出書は不要の場合がある。しかしながらこの場合においても、労働安全衛生法に基づく措置は必要である。

【用語】

「特定粉じん排出等作業の開始の日」

特定粉じん排出等作業の開始の日とは、除去等に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではない。具体的には、除去に先立ち作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日を指す。また、囲い込み、封じ込め作業にあつては、特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業の開始の日がこれにあたる。

【罰則について】

法第 18 条の 15 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる（法第34条第1号）。法第18条の15第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第37条）。

なお、事前の石綿等の使用箇所及び使用状況に係る調査の実施については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条の規定に基づき、建築物等の解体等を行う事業者に義務付けられている。

2.6 計画変更命令

法

(計画変更命令)

第18条の16 都道府県知事は、前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

【解説】

法第18条の15第1項の規定による届出に係る特定粉じん排出等作業が作業基準に適合しない場合の都道府県知事の計画変更命令について規定されているものである。当該届出がされた時点で、その内容が作業基準に適合しているどうかを行政庁が確認できるものであり、基準に適合していないと認められる場合には、あらかじめ作業を開始する前に計画の変更を命じ、適正な作業を行わせることができるものである。

【罰則について】

計画変更命令に違反した者については、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第33条の2第1項）。

2.7 解体等工事に係る調査及び説明等

法

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第18条の17 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第26条第一項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第18条の15第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第26条第1項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

施行規則

(特定工事に該当しないことが明らかな建設工事)

第16条の5 法第18条の17第1項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

- 一 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、又は補修する作業を伴わないもの
- 二 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

(解体等工事に係る説明の時期)

第16条の6 法第18条の17第1項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

(解体等工事に係る説明の事項)

第16条の7 法第18条の17第1項前段の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 調査を終了した年月日
- 二 調査の方法
- 三 調査の結果

(特定工事に係る説明の事項)

第16条の8 法第18条の17第1項後段の環境省令で定める事項は、第10条の4第2項各号に掲げる事項とする。

(解体等工事に係る掲示の方法)

第 16 条の 9 法第18条の17第4項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うこととする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

第 16 条の 10 法第18条の17第4項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第18条の17第1項又は第3項の規定による調査を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 調査を終了した年月日
- 三 調査の方法
- 四 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

【解説】

(1) 特定工事に該当しないことが明らかな建設工事（調査等を要しない建設工事）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）により、平成18年9月1日以後、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用することが禁止されたことから、次に掲げる建設工事に該当する場合は、特定工事に該当しないことが明らかであるため、(2)～(5)の措置を要しない。

- ・平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- ・建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

(2) 解体等工事に係る調査

特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う前段階として、解体等工事の受注者及び自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

当該調査の方法として、特定建築材料の使用の有無を分析により調査することのほか、目視、設計図書等を確認することにより行うことが含まれるが、目視、設計図書等により調査する方法では特定建築材料の使用の有無が明らかにならなかった場合には、特定建築材料の使用の有無を分析により調査する。なお、建築物等に使用される吹付け材、断熱材等の建築材料に関しては、設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い設計図書等との整合性の確認が重要である。また、分析方法については、日本工業規格（JIS）A1481-1、A1481-2 又は A1481-3 等がある。ただし、吹付け石綿が使用されていないことが明らかな場合において、特定建築材料が使用されているものとみなして法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は必要ない。

なお、当該調査は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項及び第2項の規定に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えないものであり、また、解体等工事の受注者及び自主施工者が自ら又は他の者が実施した調査を活用することを妨げるものではない。

(3) 解体等工事に係る説明

解体等工事の受注者は、当該解体等工事の発注者に対し、特定工事に該当するか否かの調査の結果について、書面を交付して説明しなければならない。また、当該説明は、解体等工事の開始の日と特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前のいずれか早い日までに行わなければならない。説明しなければならない事項は、調査を終了した年月日、調査の方法、調査の結果であり、解体等工事が特定工事に該当した場合には、特定粉じん排出等作業の種類、特定粉じん排出等作業の実施の期間、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況、特定粉じん排出等作業の工程を明示し

た特定工事の工程の概要、特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所を追加で説明しなければならない。

(4) 解体等工事に係る調査への協力

解体等工事本体と同様に、特定工事に該当するか否かの調査の実施に当たっても、解体等工事の発注者の意向が大きく作用する。このため、当該調査が適切に実施されるよう、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う当該調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

(5) 解体等工事に係る掲示

調査を行った者である解体等工事の受注者及び自主施工者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、掲示板を設けることにより、調査の結果、調査を行った者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は、その代表者の氏名も加える。）、調査を終了した年月日、調査の方法並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

当該掲示については、具体的な様式を定めておらず、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えない。また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はない。

2.8 作業基準の遵守義務と適合命令等

法

(作業基準の遵守義務)

第18条の18 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第18条の19 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

【解説】

特定粉じん排出等作業の施工者に対し、作業基準の遵守を義務付けるものである（作業基準の具体的内容については、2.4 作業基準を参照）。なお、作業基準の遵守義務違反については、直罰規定の適用はなく、義務の履行は適合命令による規制措置を通じて担保されている。

【用語】

「特定工事を施工する者」

作業基準の遵守義務は、工事の施工者（下請業者を使用して工事を施工する場合は、元請業者）に課せられている。

【罰則について】

作業基準適合命令等に違反した者については、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（→法第33条の2第1項）。

2.9 発注者の配慮

法

(発注者の配慮)

第18条の20 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

【解説】

工事の作業内容は、発注者からの発注に左右されるところが大きい。しかしながら、発注者に作業基準の遵守義務が課されるわけではないため、発注者が作業基準を無視した発注を行った場合には、施工者は法律と発注の内容との間の板挟みになる可能性がある。

したがって、発注者には、作業が適切に遂行されるよう、発注に当たっては、除去等の方法を決定するための事前調査を含めた作業全般について、施工方法、工期、費用の面等で適切な配慮を行うことが求められる。

なお、労働安全衛生法においても、労働者の安全と健康保護の確保の観点から、注文者の配慮義務が規定されている（同法第3条第3項）。

2.10 報告及び検査

法

(報告及び検査)

第26条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

施行令

(報告及び検査)

第12条第7項 環境大臣又は都道府県知事は、法第26条第1項の規定により、解体等工事の発注者に対し、法第18条の15第1項第4号から第7号までに掲げる事項、同条第3項の環境省令で定める事項及び法第18条の17第1項の規定による調査について報告を求めることができる。

第12条第8項 環境大臣又は都道府県知事は、法第26条第1項の規定により、解体等工事の受注者に対し法第18条の17第1項の規定による調査について、自主施工者に対し法第18条の15第1項第4号から第7号までに掲げる事項、同条第3項の環境省令で定める事項及び法第18条の17第3項の規定による調査について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させることができる。

第12条第9項 環境大臣又は都道府県知事は、法第26条第1項の規定により、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに法第18条の15第3項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物等、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む）並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

【解説】

行政庁は、作業基準の遵守状況等について把握するため、工事の発注者、受注者、自主施工者に対し解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場へ立入検査を行うことができる。

【用語】

「解体等工事に係る建築物等」

解体等工事の施工に着手する前の建築物等

「解体等工事の現場」

既に工事が開始されている場合における立ち入る場所

【罰則について】

法第 26 条第 1 項に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者については、20万円以下の罰金に処せられる（→法第35条）。

2.11 その他

法

(政令で定める市の長による事務の処理)

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第13条 (略)

2 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く）、法第17条第2項の規定による通報の受理に関する事務、同条第3項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第20条の規定による測定に関する事務、法第21条第1項の規定による要請及び同条第3項の規定による意見を述べることに関する事務、法第22条第1項の規定による常時監視及び同条第2項の規定による報告に関する事務並びに法第24条の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、藤沢市及び、大牟田市の長（以下「政令市の長」という）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（法第18条の13第2項において準用する場合を含む）、第12条第3項（法第18条の13第2項において準用する場合を含む）、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第9条、第9条の2、第14条第1項及び第3項、第15条第2項、第15条の2第2項、第18条の4、第18条の8、第18条の11、第18条の16並びに第18条の19の規定による命令に関する事務

三、四 (略)

五 法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第23条第2項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く）に関する事務

六～八 (略)

九 法第28条第2項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

3 前項に規定する事務及び法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る第1項各号に掲げる事務であつて工場に係るものは、特定特例市の長が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特定特例市の長に関する規定として特定特例市の長に適用があるものとする。

4 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び特定粉じんに関する規制に係る第2項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（北九州を除く。）の長及び同法第252条の22第1項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務

に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一～三（略）

四 法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第23条第2項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く）に関する事務

五～七（略）

八 法第28条第2項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

- 5 前項に規定する事務並びに法第23条第1項及び第2項の規定による措置に関する事務並びに同項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務は、北九州市の長が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、北九州市の長に関する規定として北九州市の長に適用があるものとする。

【解説】

粉じんに関する規制に係る都道府県知事の権限に属する事務である、届出の受理、各種の命令に関する事務は、ばい煙の排出の規制と同様に大気汚染防止法上の政令市に委任されている。ただし、工場に係るもの（工場内の建築物等を含む。）は、相当技術的な事務の含まれる場合があることから、地方公共団体の対応能力等が考慮され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長及び同法第252条の22第1項の中核市の長だけに都道府県知事の権限に属する事務が委任されている。

なお、都道府県の条例により、特定粉じん排出等作業に係る届出の受理権限等が委任されている市（以下「条例委任市」という。）もある。

【参考】

都道府県，大気汚染防止法の政令市及び条例委任市（都道府県知事から届出の受理その他の事務を委任されている市：施行令第13条第2項，第3項，第4項及び第5項並びに条例）

（平成25年4月1日現在）

北海道 札幌市，函館市，小樽市，旭川市，室蘭市，苫小牧市，北斗市

青森県 青森市

岩手県 盛岡市，宮古市，花巻市，北上市

宮城県 仙台市

秋田県 秋田市

山形県

福島県 郡山市，いわき市

茨城県 古河市，笠間市，ひたちなか市，筑西市

栃木県 宇都宮市，栃木県内全市町（宇都宮市を除く）

群馬県 前橋市，高崎市

埼玉県 さいたま市，川越市，熊谷市，川口市，所沢市，春日部市，上尾市，草加市，越谷市

千葉県 千葉市，市川市，船橋市，松戸市，柏市，市原市

東京都 八王子市，特別区，東京都内全市（八王子市を除く）

神奈川県 横浜市，川崎市，横須賀市，平塚市，藤沢市，相模原市

新潟県 新潟市

富山県 富山市

石川県 金沢市

福井県

山梨県

長野県 長野市

岐阜県 岐阜市
静岡県 静岡市, 浜松市, 沼津市, 富士市
愛知県 名古屋市, 豊橋市, 岡崎市, 豊田市
三重県 四日市市
滋賀県 大津市
京都府 京都市
大阪府 大阪市, 堺市, 岸和田市, 豊中市, 池田市, 吹田市, 泉大津市, 高槻市, 貝塚市, 枚方市, 茨木市, 八尾市, 富田林市, 河内長野市, 松原市, 箕面市, 東大阪市, 大阪狭山市, 阪南市, 豊能町, 能勢町, 忠岡町, 太子町, 河南町, 千早赤阪村
兵庫県 神戸市, 姫路市, 尼崎市, 明石市, 西宮市, 加古川市
奈良県 奈良市
和歌山県 和歌山市
鳥取県
島根県
岡山県 岡山市, 倉敷市, 新見市
広島県 広島市, 呉市, 福山市, 三次市, 庄原市, 東広島市, 大崎上島町
山口県 下関市
徳島県
香川県 高松市
愛媛県 松山市
高知県 高知市
福岡県 北九州市, 福岡市, 大牟田市, 久留米市
佐賀県
長崎県 長崎市, 佐世保市
熊本県 熊本市
大分県 大分市
宮崎県 宮崎市
鹿児島県 鹿児島市
沖縄県 那覇市

※下線は、工場に係るものを含む届出先となる都道府県、指定都市若しくは中核市又は条例委任市

※下線なしは、工場に係るものを除く届出先となる大気汚染防止法の政令市又は条例委任市

※波線は、延べ面積が500m²未満の建築物及び築造面積が500m²未満の工作物の届出先となる条例委任市。ただし東京都内全市（八王子市を除く）については延べ面積2,000m²未満の建築物が届出対象となる。

法

(罰則)

第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第17条第3項、第18条の4、第18条の16、第18条の19又は第23条第2項の規定による命令に違反した者

2 (略)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第6条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の7第1項、第18条の6第1項若しくは第3項又は第18条の15第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 ～ 三(略)

四 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第37条 第11条若しくは第12条第三項（これらの規定を第17条の13第2項又は第18条の13第2項において準用する場合を含む）又は第18条の15第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

【解説】

計画変更命令（法第18条の16）、作業基準適合命令等（法第18条の19）に違反した場合、特定粉じん排出等作業の実施の届出（法第18条の15第1項）をせず、又は虚偽の届出をした場合には罰則が課せられる（法第33条の2第1項、法第34条）。

法第18条の15第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第37条）。

また、このほか法第26条第1項に基づく報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者については、20万円以下の罰金に処せられる（法第35条）